

令和4年度 償却資産（固定資産税）の手引き

市税につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

土地や家屋のほかに、償却資産（事業用資産）も固定資産税課税対象とされています。

- ① 豊見城市内で事業を営み事業の用に供することができる資産の所有者
- ② 豊見城市内に事業用として貸付けている資産の所有者

上記①②に該当する方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の資産を申告する義務があります。

▶申告期間

令和4年1月4日（火）～1月31日（月）

新型コロナウイルス感染拡大
防止のため、郵送又は電子で
の申告を推奨しております。

▶提出・お問い合わせ先

〒901-0292

沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1

豊見城市役所 市民部 税務課 資産税班

TEL:098-850-0245 FAX:098-850-1701



申告の手引き、申告書等の各様式は、豊見城市ホームページからダウンロードできます。

豊見城市HP <<https://www.city.tomigusuku.lg.jp>>

トップページ>くらし・子育て>税金>固定資産税>令和4年度償却資産申告についてへと進んでください。

【目次】

I 償却資産とは

1. 償却資産とは/2. 業種別の主な償却資産/3. 申告の対象とならない資産/4. 償却資産と家屋の区分/5. 償却資産の評価及び税額の計算方法/6. 固定資産税と国税との比較

II 償却資産申告について

1. 申告していただく方/2. 申告の方法と提出書類/3. 事業所等（資産）の所在地、住所、氏名又は名称が変更になった方/4. 解散、廃業、市外への移転等の場合/5. マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について/6. 過年度課税について/7. 申告しなかった場合または虚偽の申告をした場合/8. 実地調査のお願い/9. 電子申告（エルタックス）

III 非課税・課税標準の特例等

1. 非課税となる償却資産/2. 課税標準の特例を受ける償却資産/3. 固定資産税の課税免除について

● 償却資産申告書記載事例

● 耐用年数一覧

I 償却資産とは

1.償却資産とは

固定資産の対象となる償却資産とは、法人や個人の方が事業を営むために所有している土地及び家屋以外の有形の固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

具体的には、以下のようなものをさします。

資産の種類		内 容
第1種	構築物	広告設備、独立煙突、建築設備のうち変・発電設備、門、塀、テニスコート、ゴルフ練習場のネット設備・芝生等、緑化施設、庭園、屋外給排水設備、受変電設備、舗装路面、その他土地に定着する土木設備、家屋の借入人の施した造作など
第2種	機械及び装置	太陽光発電設備、施盤、ボール盤、プレス、モーター、ボイラー、ポンプ、圧縮機、コンベア、ホイスト、クレーン、ブルドーザー、パワーショベル、変・発電設備、立体駐車場の機械装置など
第3種	船舶	はしけ、ボート、漁船、油槽船、貨物船、客船、遊覧船など
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
第5種	車両及び運搬具（※）	フォークリフト、モーターシーパーなどの大型特殊自動車（車両番号「0」「00」～「09」、「90」～「99」）、荷車、手押車など
第6種	工具・器具及び備品	測定・検査工具、治具、取付具、切削工具、金型、家具（事務用机、応接セット、キャビネット、棚等）電気器具、ガス器具、陳列ケース、自動販売機、広告看板、コンテナ、金庫、事務所用機器（パソコン、電話、ファクシミリ、コピー機等）、理容・美容機器、医療機器、娯楽機器（楽器等を含む）など

※自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。

下記に掲げる資産も**申告の対象**となります。

- (1) 建設仮勘定で経理されている資産
- (2) 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- (3) 償却済資産（減価償却を終えた資産）
- (4) 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- (5) 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）
- (6) 資本的支出としての改良費（新たな資産の取得とみなされ、本体とは独立した資産）

2.業種別の主な償却資産

業種名	主な償却資産
各業種に共通する償却資産	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、LAN配線、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、太陽光発電設備棟 等
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ 等
飲食業	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ、室内装飾品 等
理容業、美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシン 等
医療業	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン）、医療ガス設備、各種キャビネット 等
駐車場業	柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）等
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
ホテル・旅館業	ベッド、カラオケ機器、製氷機、厨房設備、電話交換設備 等
娯楽業	パチンコ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、玉計数機、カラオケセット、接客用家具、ネオンサイン、スポットライト 等
建設業	ブロックケージ、トランスショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー 等
不動産賃貸業	駐車場舗装、看板、門、外灯、フェンス、塀 等

3.申告の対象とならない資産

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となる資産
- (2) 生物（観賞用・興行用生物は申告が必要です。）
- (3) 無形固定資産（例：商標権、営業権、ソフトウェア等）
- (4) 棚卸資産（例：貯蔵品、商品等）
- (5) 繰延資産（例：創立費、開業費等）
- (6) 取得価額が10万円未満又は耐用年数が1年未満の償却資産で一時に損金又は必要な経費に算入される資産
- (7) 取得価額が20万円未満の償却資産で3年間で一括して損金又は必要な経費に算入される資産

4.償却資産と家屋の区分

建築設備については、家屋と償却資産に区分して課税することとなっています。

家屋における建築設備とは、家屋に所有者が所有する建築設備で、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって、家屋の効用を高めるものをいいます。

家屋に施した建築設備・造作等のうち、次の表において◎で示すものは、償却資産に該当します。家屋の所有者以外の賃借人（テナント）が施したもので、その所有権が家屋のその所有権に帰属しないものについては、構築物として賃借人が償却資産の申告をする必要があります。

※家屋と償却資産の重複課税にならないように、償却資産を申告する際はご注意ください。

設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
	同じ場合		異なる場合	
	家屋	償却資産	家屋	償却資産
1 工場等の動力源である電気設備		◎		◎
2 冷凍庫における冷凍設備		◎		◎
3 ビル等における変・発電設備		◎		◎
4 中央監視制御装置、電話交換機		◎		◎
5 ルームエアコンディショナー等		◎		◎
6 ネオン、スポットライト		◎		◎
7 屋外に設置された給水塔、独立煙突		◎		◎
8 電気設備（1及び3以外のもの）	○			◎
9 給排水・衛生設備	○			◎
10 集中式の冷暖房設備、通風、ボイラー設備（工場等の生産設備を除く）	○			◎
11 昇降機設備（エレベーター等）	○			◎
12 消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	○			◎
13 エアカーテン、ドア自動開閉設備	○			◎
14 金庫室の扉	○			◎
15 店舗用簡易装美及び簡易間仕切り		◎		◎
16 固定間仕切り、床、壁、天井仕上げ	○			◎

5.償却資産の評価及び税額の計算方法

① 評価の仕方

償却資産の評価に関しては、取得時期、取得価額及び耐用年数をもとに、それぞれの資産の評価額を次のように求めます。A及びBは、それぞれの資産の耐用年数に対応する「減価残存率」を表します。減価残存率は、減価率（法人税及び所得税の「旧定率法」で使用する償却率に相当）をもとに算定されています。

- ・前年中に取得した資産の評価額 $=$ 取得価額 \times A
- ・前年前に取得した資産の評価額 $=$ 取得価額 \times A \times B
- ・上の1年前前に取得した資産の評価額 $=$ 取得価額 \times A \times B \times B

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	A	B		A	B		A	B
2	0.658	0.316	26	0.957	0.915	50	0.977	0.955
3	0.732	0.464	27	0.959	0.918	51	0.978	0.956
4	0.781	0.562	28	0.960	0.921	52	0.978	0.957
5	0.815	0.631	29	0.962	0.924	53	0.978	0.957
6	0.840	0.681	30	0.963	0.926	54	0.979	0.958
7	0.860	0.720	31	0.964	0.928	55	0.979	0.959
8	0.875	0.750	32	0.965	0.931	56	0.980	0.960
9	0.887	0.774	33	0.966	0.933	57	0.980	0.960
10	0.897	0.794	34	0.967	0.934	58	0.980	0.961
11	0.905	0.811	35	0.968	0.936	59	0.981	0.962
12	0.912	0.825	36	0.969	0.938	60	0.981	0.962
13	0.919	0.838	37	0.970	0.940	61	0.981	0.963
14	0.924	0.848	38	0.970	0.941	62	0.982	0.964
15	0.929	0.858	39	0.971	0.943	63	0.982	0.964
16	0.933	0.866	40	0.972	0.944	64	0.982	0.965
17	0.936	0.873	41	0.972	0.945	65	0.982	0.965
18	0.940	0.880	42	0.973	0.947	66	0.983	0.966
19	0.943	0.886	43	0.974	0.948	67	0.983	0.966
20	0.945	0.891	44	0.974	0.949	68	0.983	0.967
21	0.948	0.896	45	0.975	0.950	69	0.983	0.967
22	0.950	0.901	46	0.975	0.951	70	0.984	0.968
23	0.952	0.905	47	0.975	0.952	71	0.984	0.968
24	0.954	0.908	48	0.976	0.953	72	0.984	0.968
25	0.956	0.912	49	0.977	0.954	73	0.984	0.969

② 課税標準

賦課期日（1月1日）現在の全資産の評価額の合計が、課税標準額となります。ただし、課税標準の特例が適用される場合は、評価額の合計から軽減額を控除したものが課税標準額となります。

③ 免税点

課税標準となるべき額（市内に所有する全資産の合計）が、償却資産にあつては150万円未満の場合は課税されません。なお、150万円未満のとなるかどうかは、評価額の計算をした結果により判定しますので、償却資産の多少にかかわらずご申告ください。

④ 税額

税率は、1.4%です。したがって、年税額は、次のように求められます。

$$\cdot \text{課税標準額（千円未満切捨て）} \times 0.014 = \text{年税額（百円未満切捨て）}$$

⑤ 納期

年税額（当該年度に納める額）を4月、7月、12月及び翌年の2月の4回に分けて納めていただくことになっています。

6.固定資産税と国税との比較

項目	固定資産税の取扱い（償却資産）	国税の取扱い（法人税・所得税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	旧定率法 （固定資産評価基準に定める減価率による）	定率法または定額法の選択制 （平成10年4月1日以降取得の建物、平成28年4月1日以降取得の建物付属設備及び構築物は定額法のみ）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます（租税特別措置法）。
増加償却	認められます。	認められます（法人税・所得税法）。
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）まで
改良費 （資本的支出）	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価（一部合算評価）

II 償却資産の申告について

1 申告していただく方

豊見城市内に事業用の償却資産を所有している方、または豊見城市内の事業所に償却資産をリースされている方は、地方税法第383条に基づき毎年1月1日現在における所有資産を申告する義務があります。

2 申告の方法と提出書類

(1) 初めて申告される方 → 豊見城市内に所有する**全償却資産**を申告してください。

申告義務者	① 令和3年1月2日以降に豊見城市内で事業を開始された方 ② 今回初めて償却資産申告書の案内(本通知)を受けた方 ③ ①・②以外で豊見城市が全資産申告をお願いした方
申告が必要な資産	令和4年1月1日現在、豊見城市内に所有し、事業の用に供することができる全償却資産
提出書類	① 償却資産申告書(償却資産課税台帳) ② 種類別明細書(増加資産・全資産用)・・・所有する償却資産がない場合は提出不要。
その他	所有資産がない場合・・・「豊見城市内に償却資産なし」 上記の様に、申告書の「備考欄」に記載してください。

(2) 前年度以前に申告された方 → **資産の増減**を申告してください。

申告義務者	前年度までに申告済みの資産を所有している方
申告が必要な資産	① 令和3年1月2日から令和4年1月1日までに増加又は減少した資産 ② 令和3年1月1日以前に取得した資産で、申告漏れ等があった場合 ③ 事業の用に供することができる全償却資産・・・企業電算処理による申告の場合のみ
提出書類	① 償却資産申告書(償却資産課税台帳)・・・資産の増減がなくても提出 ② 種類別明細書(増加資産・全資産用)・・・増加資産がない場合は提出不要 ③ 種類別明細書(減少資産用)・・・減少資産がない場合は提出不要
その他	豊見城市内に償却資産がない場合・・・「資産なし」 前年中(令和3年中)に資産の増減がない場合・・・「増減なし」 所有資産が全てなくなった場合・・・「全減少」 上記を参考に、申告書の「備考欄」に記載してください。

3 事業所等(資産)の所在地、住所、氏名又は名称が変更になった方

変更前の事業所等(資産)の所在地、住所、氏名又は名称及び変更年月日を申告書の「18 備考欄」に記載して下さい。

4 解散、廃業、市外への移転等の場合

解散、廃業等により償却資産がない場合は、申告書「18備考」欄に解散の時期等を含め、その旨を記載してください。廃業の場合、個人は税務署への廃業届の写し等を、法人は定款又は登記簿謄本履歴事項証明書等の写しを添付してください。

5 マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載について

償却資産申告書の「個人番号又は法人番号」の欄に、個人番号の場合は12桁の個人番号を、法人の場合は13桁の法人番号を記入してください。また、申告の際は、次の書類を添付してください。

※ 法人番号を記入した申告書を提出する場合、確認書類の添付は不要です。

※ 確認書類を郵送する場合は、委任状等代理権を証する書類を除き、原本ではなくコピー(写し)を送付してください。

(1) 本人が申告書を提出する場合（窓口又は郵送）

確認事項	必要書類（いずれか1点）
番号確認	マイナンバーカード（裏面） 住民票（マイナンバー記載） 通知カード（記載事項に変更がない場合に限る） 等
身元確認	マイナンバーカード（表面） 運転免許証等の顔写真付身分証明書 ※健康保険証や年金手帳等の顔写真のない身分証明書の場合は2点 等

(2) 代理人が申告書を提出する場合（窓口又は郵送）

確認事項	必要書類（いずれか1点）
本人の 番号確認	本人のマイナンバーカード（裏面）の写し 本人の住民票（マイナンバー記載）の写し 通知カード（記載事項に変更がない場合に限る）の写し 等
代理人の 身元確認	代理人のマイナンバーカード（表面） 代理人の運転免許証等の顔写真付身分証明書 ※健康保険証や年金手帳等の顔写真のない身分証明書の場合は2点 代理人の税理士証票 税理士の補助者又は事務員であることを証する書類 等
代理権の 確認	税務代理権限証書 委任状 ※いずれも写し（コピー）ではなく、原本の添付をお願いします。

※ 電子申告の方は、電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認書類は不要です。

6.過年度課税について

申告内容の修正や申告もれがあった場合、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度（地方税法第17条の5第5項）の規定により、**原則として5年度分遡及**することとなります。

※過年度に遡って減少する場合は、除却日がわかる根拠資料（固定資産台帳等）が必要です。

7.申告しなかった場合または虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をしなかった場合は、地方税法第386条及び市税条例第75条の規定により過料を科せられることとなります。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰則等を科せられることがあります。

8.実地調査のお願い

申告書受理後、地方税法第353条及び第408条に基づいて実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いいたします。

また、実地調査に伴って申告もれ等の資産があった場合、追加申告をお願いすることがありますので、あらかじめ承知ください。

9.電子申告（エルタックス）

① eLTAX（エルタックス）とは？

eLTAX（エルタックス）とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

② eLTAXで申告するメリット

- ・自宅やオフィスから手続き可能
- ・複数の地方公共団体へまとめて一度に送信

電子申告（エルタックス）の手続きなどの詳細は、エルタックスのホームページをご覧ください。

電子申告（エルタックス）

ホームページ <<https://www.eltax.lta.go.jp/>>

III 非課税・課税標準の特例等

1 非課税となる償却資産

地方税法第348条、同法附則第14条に規定する一定要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。

該当する償却資産を所有されている方は、非課税に係る資料のご提出とともに、一般の資産と区別し、「種類別明細書」の摘要欄に非課税と記入し、該当条項も併せてご記入ください。

2 課税標準の特例を受ける償却資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条の規定等により、下記に掲げる償却資産（抜粋）については課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当資産を所有されている方は、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に特例と適用し、償却資産申告書「18備考欄」へ該当条項をご記入ください。

3.固定資産税の課税免除について

豊見城市では、沖縄県の自立的発展と豊かな住民生活を実現するために制定された沖縄振興特別措置法の目的をふまえ、同様に豊見城市における産業の振興と雇用の増大を図ることを目的として豊見城市固定資産税の課税免除に関する条例に基づき、固定資産税の課税免除を実施しています。

沖縄振興特別措置法に定める指定地域（観光地形成促進地域/情報通信産業振興地域/産業高度化・事業革新促進地域/国際物流拠点産業集積地域）の区域内において、青色申告者等が事業の用に供する施設又は設備を新設又は増設した場合、当該対象施設又は対象設備である家屋及び償却資産ならびに当該家屋の敷地である土地に対する固定資産税を新たに課されることとなった年度以後最大5年度分の限り免除を受けることができます。

課税免除を申請する場合は、償却資産申告書の「18備考欄」及び種類別明細書の摘要欄に「課税免除該当」とご記入ください。

また、「固定資産税の課税免除申請書」及び別途提出して頂く書類がありますので、豊見城市税務課までお問い合わせください。

制度の詳細は、下記のホームページにてご確認ください。

公益財団法人 沖縄県産業振興公社

沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口

ホームページ <<https://zei-tokku.okinawa/>>

種類別明細書(減少資産用)

記入例

令和 4 年度

第二十六号様式別表二(提出用)

行 番 号	減 少 の 種 別	株 消 コ ー ド (不明の場合は、入力省略。)	資 産 の 名 称 等	取 得 年 月		取 得 価 額 千 円	耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分				備 考
				年 号	月				1 全 部	2 減 失	3 移 動	4 其 他	
01	2	41210010	半導体製造設備	1	4	5	5	3	1・2	3・4	1	2	
02	6	41220011	パソコン	2	4	6	4	3	1・2	3・4	1	2	取得価格900,000円のうち(数値5)のうち25分
03	6	41220012	キャビネット	1	4	9	5	4	1・2	3・4	1	2	
04	2	41220013	自動車製造設備	1	4	15	4	16	1	2	3	4	耐用年数改正10年→9年
05									1・2	3・4	1	2	
06									1・2	3・4	1	2	
07									1・2	3・4	1	2	
08									1・2	3・4	1	2	
09									1・2	3・4	1	2	
10									1・2	3・4	1	2	
11									1・2	3・4	1	2	
12									1・2	3・4	1	2	
13									1・2	3・4	1	2	
14									1・2	3・4	1	2	
15									1・2	3・4	1	2	
小計									25	348	000		

(注) 「取得年月」欄の「年号」で、3は昭和、4は平成、5は令和です。

減少した分部に係る数量及び取得価額を記入して下さい。

減少資産

※所有者コード記入の必要はありません。

抹消コード「償却資産明細書」の資産コード欄の該当資産の番号を記入してください。

資産の名称等
資産の名称等を記入してください。

数量
減少資産の減少分の数量を記入してください。

取得年月
減少資産の取得年月を記入してください。

取得価額
全部減少の場合は、当該資産の取得価額を記入してください。

一部減少の場合は、当該資産の減少分に相当する取得価額を記入してください。

耐用年数
耐用年数表を参考に記入してください。

減少事由
該当する事由を○で囲んでください。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15

● 耐用年数表一覧

〈参照〉

・「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」財務省

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

種類	構造又は用途	細目	耐用年数
建築 付属 設備 (家屋で課税される部分を除く)	電気設備(照明設備を含む)	蓄電池電源設備	6
		その他のもの	15
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15
		冷房、暖房、通風、又はボイラー設備	冷暖房設備(冷凍機の出力が22キロワット以下のもの) その他のもの
	昇降機設備	エレベーター	17
		エレベーター	15
	消火、排煙又は災害報設備及び格納式避難設備		8
	エアーカーテン又はドア自動開閉設備		12
	アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
	店用簡易装備		3
	可動間仕切り	簡易なもの	3
		その他のもの	15
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	18
その他のもの			
構築物	電気通信事業用のもの	通信ケーブル 光ファイバー製のもの その他のもの	10 13
		地中電線路	27
		その他のもの線路設備	21
		鉄塔及び鉄柱 円筒空中線式のもの その他のもの	30 40
	放送用又は無線通信用のもの	鉄筋コンクリート柱	42
		木塔及び木柱	10
		アンテナ	10
		接地線及び放送用配線	10

種類	構造又は用途	細目	耐用年数	
構築物	広告用のもの	金属造のもの	20	
		その他のもの	10	
構築物	競技場用運動場用遊園地用又は学校用のもの	スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの	45 30 10	
		ネット設備	15	
		野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設	30	
		水泳プール	30	
		その他のもの		
		児童のもの すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊技用のもの その他のもの	10 15	
		その他のもの 主として木造のもの その他のもの	15 30	
		工場緑化施設	7	
		緑化施設及び庭園	その他の緑化施設及び庭園(工場緑化施設に含まれるものを除く。)	20
		構築物	舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの
アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10			
ビチューマルス敷のもの	3			
船舶	船舶法(明治32年法律第46号)第4条から第19条までの適用を受ける鋼船			
	漁船	総トン数が500トン以上のもの	12	
		総トン数が500トン未満のもの	9	
	油そう船	総トン数が2,000トン以上のもの	13	
		総トン数が2,000トン未満のもの	11	

種類	構造又は用途	細目	耐用年数	
船舶	薬品そう船		10	
	その他のもの	総トン数が2,000トン以上のもの	15	
		総トン数が2,000トン未満のもの		
		しゅんせつ船及び砂利採取船	10	
		カーフェリー その他のもの	11 14	
	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く。）			9
	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける強化プラスチック船			7
	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける水中翼船及びホバークラフト			8
	その他のもの			
	鋼船	しゅんせつ船及び砂利採取船 発電船及びとう載漁船 ひき船 その他のもの		7
				8
				10
				12
	木船	とう載漁船 しゅんせつ船及び砂利採取船 動力漁船及びひき船 薬品そう船 その他のもの		4
			5	
			6	
			7	
			8	
その他のもの	モーターボート及びとう載漁船 その他のもの		4	
			5	
車両及び運搬具	前掲のもの以外のもの	自転車	2	
		フォークリフト	4	
		トロッコ		
		金属製のもの その他のもの	5 3	
工 具	測定工具及び検査工具 （電気又は電子を利用するものを含む）		5	
	治具及び取付工具		3	
	ロール	金属圧延用のもの	4	
		なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの	3	
	型（型枠を含む）、鍛圧工具及び打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成形用金型及び鋳型用型	2	

種類	構造又は用途	細目	耐用年数	
工 具		その他のもの	3	
	切削工具		2	
	金属製柱及びびカッペ		3	
	活字及び活字に常用される金属	購入活字 （活字の形状のまま反復使用するものに限る）	2	
		自製活字及び活字に常用される金属	8	
	前掲のもの以外のもの	白金ノズル	13	
		その他のもの	3	
	前掲の区分によらないもの	白金ノズル	13	
		その他の主として金属製のもの	8	
		その他のもの	4	
	器 具 及 び 備 品	1. 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの	15 8
			応接セット 接客業のものとして その他のもの	5 8
			ベッド	8
			児童用机及びいす	5
		陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの	6 8	
		その他の家具 接客業のものとして その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	5 15 8	
		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダー、その他の音響機器	5	
		冷房用又は暖房用機器	6	
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6	
		氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く）	4	
		カーテン、座ぶとん、寝具、丹前、その他これらに類する繊維製品	3	
		じゅうたんその他の床用敷物 小売業、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの その他のもの	3 6	
		室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの	15 8	

種類	構造又は用途	細目	耐用年数
器具及び備品		食事又はちゅう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの	2 5
		その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	15 8
	2. 事務機器及び通信機器	謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの	3 5
		その他のもの 電子計算機	
		パーソナルコンピューター (サーバー用のものを除く)	4
		その他のもの	5
		複写機、計算機(電子計算機を除く。)	5
		金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5
		その他の事務機器	5
		テレタイプライター及びファクシミリ	5
		インターホン及び放送用設備	6
		電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタル	6 10
		ボタン電話設備 その他のもの	6 10
		3. 時計試験機器及び測定機器	時計
	度量衡器		5
	試験又は測定機器		5
	4. 光学機及び写真製作機器	オペラグラス	2
		カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	5
		引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡、その他の機器	8
	5. 看板及び広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	3
		マネキン人形及び模型	2
		その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	10 5
	6. 容器及び金庫	ボンベ	
溶接製のもの		6	
鍛造製のもの		8	
塩素用のもの		10	
その他のもの		10	
	ドラム缶、コンテナその他の容器		
	大型コンテナ(長さが6メートル以上)	7	
	その他のもの 金属製のもの	3	
	その他のもの	2	

種類	構造又は用途	細目	耐用年数
器具及び備品		金庫	
		手提げ金庫	5
		その他のもの	20
	7. 理容又は美容機器		5
		8. 医療機器	
		消毒殺菌用機器	4
		手術機器	5
		血液透析又は血しょう交換用機器	7
		ハーバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	6
		調剤機器	6
		歯科診療用ユニット	7
		光学検査機器	
		ファイバースコープ	6
		その他のもの	8
		レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの及び	
		自動血液分析器	4
		その他のもの	6
		その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの	3
		主として金属製のもの	10
		その他のもの	5
	9. 娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇器具	たまつき用具	8
		パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	2
		碁、将棋、麻雀、その他の遊技用具	5
		スポーツ用具	3
		劇場用観客いす	3
		どんちょう及び幕	5
		衣装、かつら、小道具及び大道具	2
		その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	10 5
	10. 生物	植物	
		貸付業用のもの	2
その他のもの		15	
動物			
魚類		2	
	鳥類	4	
	その他のもの	8	
11. 前掲のもの以外のもの	映画フィルム、(スライドを含む)	2	
	磁気テープ及びレコード		
	シート及びロープ	2	
	漁具	3	
	葬儀用品	3	
	楽器	5	
	自動販売機(手動のものを含む)	5	
	焼却炉	5	
	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	10 5	